

平成26年第1回白馬村議会臨時会

1 日 時 平成26年5月26日(月)

2 場 所 白馬村議会議場

3 応招議員

第1番	加藤亮輔	第7番	篠崎久美子
第2番	津滝俊幸	第8番	太田修
第3番	松本喜美人	第9番	田中榮一
第4番	伊藤まゆみ	第10番	太谷正治
第5番	太田正治	第11番	北澤禎二郎
第6番	太田伸子	第12番	横田孝穂

4 欠席議員

なし

5 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

村長	太田紘熙	副村長	窪田徳右衛門
教育長	横川宗幸	総務課長	平林豊
観光課長	篠崎孔一	教育課長兼 スポーツ課長	松澤忠明
会計管理者・室長	窪田高枝	上下水道課	酒井洋
農政課長	横山秋一	税務課長	太田洋一
健康福祉課長	吉田久夫	建設課長	山岸茂幸
住民課長	矢口俊樹	総務課長補佐	松澤孝行

6 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 横川辰彦

1 開会宣告

議長（横田孝穂） ごくろうさまです。ただいまの出席議員は12名全員です。これより平成26年第1回白馬村議会臨時会を開会いたします。

2 議事日程の報告

議長（横田孝穂） ただちに本日の会議を開きます。本日の会議は議事の都合により、特に午後1時に繰り下げて開くことにします。本日の議事日程は、お手元に配布してあります資料のとおりです。

日程第1 諸般の報告

議長（横田孝穂） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年3月分、4月分の一般会計、特別会計、水道事業会計の例月出納検査報告書が提出されております。お手元に配布いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

また、白馬村長から、平成25年度白馬村土地開発公社財政状況について報告がありますが、お手元に配布いたしました資料のとおりですので、これをもって報告にかえさせていただきます。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（横田孝穂） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により第7番篠崎久美子議員、第8番太田修議員、第9番田中榮一議員、以上3名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（横田孝穂） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、別紙、平成26年第1回白馬村議会臨時会日程予定表のとおり、本日、1日限りの1日間といたしたいと思いますが、本日1日間と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日限りの1日間と決定いたしました。

日程第4 村長あいさつ

議長（横田孝穂） 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙） 平成26年第1回白馬村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員全員のご参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

今シーズンのスキー場利用者数について申し上げますと、記録的な大雪の影響を受けた2月を除けば、全ての月で昨年を上回り100万人を超えることができました。ありがたいことではありますが、村内の受入施設によって相当な格差が出てきているとのことであり、今後の対策の必要性を感じるところでございます。

長野経済研究所の2013年度県内主要スキー場利用動向調査によりますと、前年に比べシーズンを通じて利用者が増加したスキー場は、村内4カ所のスキー場を含め15カ所となっており、早い降雪や天候に恵まれたこと、海外でのプロモーション活動等、インバウンドの営業に注力することで外国人利用者やキッズ向け施策の展開でファミリー層による利用者が増加したと発表されております。

修学旅行シーズンたけなわ、村内で修学旅行に来ている子供達の楽しそうな声が、体験農業等を通じて聞こえてくることにまた一つの方向性が見いだすことが出来るのではないかと感じているところであります。

現在、村では、観光地として目指すべき姿や進むべき道、実施すべき施策・プロジェクトなどはもちろん、これらを確実に実行し、必要な改善を施しながら継続していくための方策も明らかにする「白馬村観光地経営計画」を2年度にわたり策定中であります。ハード面の基盤づくり、ソフト面での魅力づくりや受入体制づくりにとどまらず、移り変わる社会環境の中で持続的・継続的に活かし、山岳観光地白馬村の経営に努めてまいりたいと考えております。

公共下水道受益者負担金問題では、負担金事務に不適切な処理があり、受益者をはじめ村民の皆さまの信用を失墜させてしまい、心よりお詫びを申し上げます。

平成24年度白馬村下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対する付帯決議を真摯に受け止め、調査結果と事務処理の検証結果をまとめ、再発防止のための改善策を示す「白馬村公共下水道事業受益者負担金事務改善報告書」を策定し、行政ホームページで公表してまいりました。また、概要版を全戸配布をし、本日から村内3ヶ所で住民説明会を開催してまいります。

この報告書では、再発防止に向けた組織力アップを目指すため、重点施策の執行におけるシステム構築、住民理解の推進、人材育成と能力開発、コンプライアンスの推進、庁内議論のすすめなどの取組方針を定め、二度とこのような問題を起こさないよう全力で取り組んでまいりますので、引き続き事務処理などの監視をお願いするところでございます。

本臨時会に提出する案件は、報告1件、承認3件、議案1件であります。予算案件の平成26年度白馬村一般会計補正予算（第1号）は、白馬村観光局長の人件費621万円の観光局負担金とソチオリンピック・パラリンピック報告会・祝賀会の経費でありますので、慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

本臨時会に続き、まもなく始まる6月定例会が、私の任期最後の定例会となりますが、安定した財政運営を基本にすえながら、各種事業の推進に務めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

日程第5 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告について
議長（横田孝穂）これより、報告事項にはいります。

なお、本臨時会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また、会議規則第54条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと、定められておりますので、申し添えます。

日程第5 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。報告を求めます。平林総務課長。

総務課長（平林豊） 報告第3号 損害賠償事件に係る損害賠償の専決処分報告についてご説明いたします。損害賠償事件に係る損害賠償の請求について、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものであります。別紙をごらんください。

まず1件目でありますけども、平成26年2月21日、新井氏運転の普通乗用車が村道2203号線を走行中、マンホールふたの鉄製枠が跳ね上がり右後輪及びセンターマフラー等を損傷したものであります。当事者間において示談による和解の成立により損害賠償額を道路管理者過失相当分100%、274,179円と定め平成26年3月20日に専決処分をしました。

2件目は平成26年3月2日嶋田氏運転の小型乗用車が村道0105線を走行中、路面の穴に右前後タイヤを落としタイヤを損傷したものであります。当事者間において示談による和解の成立により損害賠償額を道路管理者過失相当分50%、21,300円と定め平成26年3月31日に専決処分をしました。

3件目は平成26年2月28日深澤氏運転の軽自動車がか村道0105線を走行中、路面の穴に右前タイヤを落としタイヤを損傷したものであります。当事者間において示談による和解の成立により損害賠償額を道路管理者過失相当分50%、7,500円と定め平成26年3月31日に専決処分をしました。

4件目は平成26年3月2日小林氏運転の普通乗用車が村道0105号線を走行中、路面の穴に右前タイヤを落としタイヤ及びホイールを損傷したものであります。当事者間において示談による和解の成立により損害賠償額を道路管理者過失相当分50%、32,235円と定め平成26年4月23日に専決処分をしました。

5件目は平成26年2月25日内川氏運転の普通乗用車が役場庁舎南側の敷地内を走行中、グレーチング上を通過した際、グレーチングが跳ね上がり車両下部の燃料タンク等を損傷したものであります。当事者間において示談による和解の成立により損害賠償額を管理者過失相当分100%、368,892円と定め平成26年5月1日に専決処分をしました。説明は以上であります。

議長（横田孝穂） 説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。本件は、報告事項ですので、以上で、日程第3 報告第5号は終了いたしました。

これより承認案件の審議に入ります。

日程第6 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（横田孝穂） 日程第6 承認第1号から日程第8 承認第3号までは、承認案件でありますので、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することと致したいと思いますが、これについて採決致します。この採決は、起立によって行います。

日程第6 承認第1号から日程第8 承認第3号までは、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂） 起立全員です。

よって、承認第1号から承認第3号まで、委員会付託を省略する件は可決されました。したがって、委員会付託を省略し、質疑・討論・採決をすることにいたしました。

日程第6 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。太田税務課長。

税務課長（太田洋一） 承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。

これは地方税法等の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布されたことに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項により報告し承認を求めます。

新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

1ページの右側、改正前の附則第6条及び3ページの第6条の2及び4ページの第6条の3の規定につきましては今回の地方税法の一部改正により規定を削除するものでございます。

続いて、5ページの附則第8条につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税特例ですが、適用期間を3年間延長し平成30年度までとするものでございます。附則第10条の2につきましては、地方税の軽減の特例措置について、地方団体が条例で決定できる仕組みであり、わがまち特例の対象として償却資産の課税標準の特例措置が創設、拡充されたため水質汚濁防止法の汚水又は排液の処理施設、大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設、土壌対策汚染法の特定有害物質排出抑制施設、水防法による浸水防水用設備、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に規定されるノンフロン製品についてそれぞれ村の条例で定める割合を定めるものでございます。

6ページの附則第10条の3第9項は耐震改修が行われた耐震改修測定法に規定する要安全確認計画記載建築物に対する固定資産税の軽減措置が創設されたためその申告における提出書類について定めるものでございます。7ページの附則17条の2は、優良宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる課税の特例について適用期限を平成29年度まで3年間延長するものでございます。8ページの附則21条の第1項は地方税法の一部改正により規定を明確化するものであります。右側の改正前の附則第21条第2項につきましては、旧民法第34条の社団法人及び財団法人から移行した一般社団法人等に係る非課税措置が廃止されたため削除するものでございます。附則21条の2は地方税法の一部改正によりまして条ずれが生じたので改めるものでございます。9ページの第2章による白馬村税条例の一部を改正する条例は3月の平成26年第1回定例会において白馬村税条例の一部を改正しましたが、追加の改正がありましたので改正するものでございま

す。附則第19条の10の次と、附則の第1条第2号中の第19条の10までの改正規定の次にそれぞれアンダーライン部分にありますように地方税法の一部の改正にあわせて加えるものでございます。第2条第2項中「村民税条例」を「村税条例」に改め「地方税法」の次に法例番号を加えるものでございます。戻っていただきまして3枚目の改め文の2ページをお開き下さい。附則ですが第1条施行期日は平成26年4月1日から、第2条は村民税に係る経過措置、第3条は固定資産税に係る経過措置でございます。説明は以上であります。

議長（横田孝穂） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

承認第1号 白馬村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂） 起立全員です。

よって、承認第1号は、報告のとおり承認されました。

日程第7 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（横田孝穂） 日程第7 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田税務課長

税務課長（太田洋一） 承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてご説明申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が、平成26年3月31日に交付されることに伴いまして、地方自治法第179条第1項の規定により平成26年3月31日に専決処分をしましたので、同条3項により報告し承認を求めらるものでございます。新旧対照表をごらんください。地方税法等の一部を改正により附則第2項のみだしと第2項及び第12項につきまして項ずれが生じたのでこれを改めるものでございます。改め文に戻っていただきまして、附則でございますが、施行期日は平成26年4月1日からとなります。説明は以上でございます。

議長（横田孝穂） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(横田孝穂)「討論なし」と認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第2号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(横田孝穂) 起立全員です。

よって、承認第2号は報告のとおり承認されました。

日程第8 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長(横田孝穂) 日程第8 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。矢口住民課長

課長(矢口俊樹) 承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告につきましてご説明を申し上げます。

白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国の税制改正に伴う地方税法施行令の一部を改正する政令が平成26年3月31日に公布されたことに伴い緊急に白馬村国民健康保険条例を改正する必要性が生じたために地方自治法第179条1項による専決処分を本年3月31日付けで行なったものでありまして、同条第3項の規定により議会に報告をし承認を求めるものであります。

改正内容につきましては新旧対象表にて説明をさせていただきますので、3枚ほどおめくりをいただきたいと思えます。今回の制度改正の大きなポイントは被保険者間の保険税負担の公平の確保と低所得者の保険税負担の軽減をはかるという点でございます。まず第2条第3項は国保税のうち後期高齢者支援金等課税額に係る負担上限額の改正でありまして、従来14万円だったものを16万円に引き上げるものでございます。同様にその下第4項では介護納付金課税額に係る負担上限額を12万から14万円に引き上げるものでございます。次に第8条につきましては介護納付金課税額の所得割額についてうたったものでありますが、その税率が明記された引用条項を第7条の2から第9条の2に改めるものでございます。次に第18条の改正につきましてはすでに特別徴収被保険者であった者に係る仮徴収をうたったものでございますけれども、地方税法施行規則の引用条項の第24条の37第1項から第24条の36に改めるものでありまして、これは元の規則が改正され元の規則が変わったものであります。次のページに入りまして第23条の改正でございます。まず第1項本文の改正は先ほど説明いたしました第2条の限度額の改正に連動するものでございまして後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の限度額をそれぞれ2万円増額するものでございます。その下第2号につきましては保険税の5割軽減判定のための所得基準を明記したものです。改正前条文では当該納税義務者を除くとされていた部分を削除するものでありまして、これは軽減判定の所得基準算定に当たり従来は世帯主分1人を控除して計算していたものを世帯主分も含めて計算できることとしたものであります。その下第3号につきましては、保険税の2割軽減判定のための所得基準を明記したものであります。軽減判定の所得基準算

定に当たり世帯員1人の加算額が従来35万円だったところを今回45万円に引き上げるものでございます。最後に附則第10項の改正でありますけれども、これは所得割算定のもととなる所得について地方税法附則第35条の4第4項の規定を引用していることからその内容にあわせまして事業所得又は雑所得と記載されていたところを、事業所得、譲渡所得又は雑所得に改めるものでございます。改正内容は以上でございますけれども、施行日につきましては附則第1条において本年1月1日からの施行となっております。また改正に当たっては地方自治法に基づく国からの技術的な助言を参考におこなっておりますことを申し添えさせていただきますので、宜しくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議長（横田孝穂） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。承認第3号 白馬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告について、を報告のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂） 起立全員です。

よって、承認第三号は、報告のとおり承認されました。

日程第9 議案第30号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第一号）について

議長（横田孝穂） 次に議案の審議に入ります。

日程第9 議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することといたしたいと思っておりますが、これについて採決をいたします。この採決は起立によっておこないます。

議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂） 起立全員です。

よって、議案第30号の、委員会付託を省略する件は可決されました。

したがって、議案第30号は、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることといたします。

日程第9 議案第30号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。平林総務課長

課長（平林豊） 議案第30号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第一号）につきましてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ690万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49

億1,290万円とするものです。7ページ歳出明細をごらんください。総務費スポーツ事業振興費78万円の増額はソチオリンピック、パラリンピック祝賀会等に係る経費であります。観光商工費観光宣伝振興費の612万円の増額は、観光局への負担金で観光局長の平成26年6月から平成27年3月までの人件費であります。財源としましては繰越金を見込んでおります。尚、渡部、上村選手への報奨金は予備費を充当し支出してあります。3ページ第2表継続費をご覧ください。観光地経営計画策定業務の履行が2年度を要するため地方自治法第212条第1項の規定により経費の総額を1,300万円、年割額を平成26年度412万円、平成27年度888万円と定めるものであります。説明は以上であります。

議長（横田孝穂） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「質疑なし」と認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論は、ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（横田孝穂） 「討論なし」と認め、討論を終結いたします。

採決いたします。議案第30号 平成26年度白馬村一般会計補正予算（第一号）は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（横田孝穂） 起立全員です。

よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。これで、本臨時会に付された議事日程は、すべて終了いたしました。

以上をもちまして、平成26年 第1回白馬村議会臨時会を閉会といたします。

大変、ご苦労さまでした。

閉 会 午後2時43分

以上、会議の顛末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員